

## 平成20年度決算に基づく

### 奥州市の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

#### 【健全化判断比率】

〈単位：％、( )内はH19年度数値〉

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	22.0	197.2
	(—)	(—)	(21.3)	(206.4)
早期健全化基準	11.60	16.60	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

※ 赤字が生じていないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※ 平成19年度及び20年度決算に基づく実質公債費比率は修正をしたため、総務省で公表している数値とは一致しません。

#### 実質赤字比率

普通会計(※1)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※2)に対する比率を表します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}}$$

平成20年度の奥州市普通会計の実質収支はプラス621,249千円で、実質赤字額は生じませんでした。この実質収支（黒字額）を標準財政規模35,072,671千円で割ると△1.77%となります。普通会計では歳入歳出の財源調整を財政調整基金等の繰入で行っており、通常は実質赤字比率が現れることはありません。

※1 奥州市の場合、普通会計には一般会計のほかバス事業特別会計が含まれます。

※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額を言います（地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含みます）。

#### 連結実質赤字比率

全会計(※3)を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・特別会計の実質収支} + \text{企業会計の資金不足額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}}$$

個々の会計単位でみると、平成20年度は平成19年度と同様に総合水沢病院事業会計で286,889千円の資金不足額を生じました。しかし、他の会計はすべて黒字であるため、全体の資金不足額はプラス2,406,479千円となり連結実質赤字額は生じませんでした。

この連結実質黒字額を標準財政規模35,072,671千円で割ると△6.86%となり、平成19年度の326,004千円（△0.97%）より黒字額が増大しました。

連結実質黒字額が増大した主な要因は、総合水沢病院事業会計の公立病院特例債の借入等による資金不足額の大幅な減少によるものが大きいですが、資金不足額が拡大しないよう更なる経営健全化に取り組む必要があります。また、現在は比較的資金に余裕のある水道事業も簡易水道事業との統合による資金需要の動向次第では全体として資金不足になる可能性もあり油断のできない状況です。

※3 奥州市の場合、一般会計のほか、バス事業特別会計、国民健康保険特別会計（事業勘定、直診勘定）、介護保険特別会計（保険事業勘定、介護サービス事業勘定）、老人保健特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計の各特別会計、水道事業会計、総合水沢病院事業会計、国保まごころ病院事業会計、国民宿舎等事業会計の各企業会計を指します。

#### 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金(※4)の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）で、18%以上になると地方債の借入に許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の借入が制限されることとなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源）} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

平成20年度の実質公債費比率は前年度から0.7ポイント上昇し、22.0%となりました。単年度でみると、組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助・負担金の減少等により、平成19年度の23.3%から0.9ポイント減少し22.4%となりましたが、平成17年度の比率と比べると2.7ポイント上昇したため、3カ年平均では上昇する結果となりました。

奥州市は地方債の借入に許可が必要な「許可団体」であるため（平成18年度からの地方債借入の協議性移行の際、実質公債費比率が18%を超えていたため「許可団体」となっています。）、県の指導の下、公債費負担適正化計画を策定しています。この計画では平成24年度までに実質公債費比率を18%未満にすることになっており、これがクリアできない場合は借入に対し県からの制限を受けることとなります。つまり、早期健全化基準の25%を下回るのではなく、18%を切ることが奥州市の目標となっています。一般会計等はH19年度が償還のピークで、以後償還額は減少していく見込ですが、特別会計等の償還が増大

してきているため、事業費の抑制や特別会計への繰出基準の明確化が喫緊の課題です。

なお、現在は標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額が含まれるため比率を減少させる要因となっていますが、今後の動向によっては標準財政規模が減少する可能性もあり、実質公債費比率を目標まで下げるための努力が更に必要になってきます。

※4 準元利償還金とは、一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの等（次の①～⑤）の合計を言います。

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤ 一時借入金の利子

### 将来負担比率

一般会計等が負担すべき実質的な負債（将来負担額（※5））の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断するストック指標となります。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額})}$$

平成20年度の将来負担額は前年度から9.2ポイント減少の197.2%となり、早期健全化基準の350%を下回りました。減少の要因は地方債現在高や組合等負担等見込額の減少等が挙げられます。

公営企業債にかかる負担等見込額や設立法人（土地開発公社）の負債等にかかる負担見込額が増大傾向にあるため、土地開発公社の債務処理、水沢病院を始めとした企業会計・特別会計への繰出基準の見直しを含めた経営の健全化が奥州市の将来負担比率の増減を大きく左右します。

※5 将来負担額とは一般会計等にかかる地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額にかかる一般会計等負担見込額、土地開発公社の負債など次の①～⑧の合計を言います。

- ① 一般会計等の平成20年度末地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額（全職員が年度末に退職した場合に負担する見込額）
- ⑥ 設立法人の負債等にかかる一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

### 【資金不足比率】

〈単位：％、（ ）内はH19年度決算数値〉

特別会計名	資金不足比率		経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	(—)	20.0
奥州市総合水沢病院事業会計	12.2	(95.2)	20.0
奥州市国民健康保険まごころ病院事業会計	—	(—)	20.0
奥州市国民宿舎等事業会計	—	(—)	20.0
奥州市簡易水道事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市下水道事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市農業集落排水事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	(—)	20.0

※ 資金不足額が生じていないものは「—」と表示しています。

### 資金不足比率

公営企業毎の資金不足の額（※6）の事業の規模（※7）に対する比率を表し、比率が20.0%以上となると経営健全化計画を定めることが義務づけられています（平成20年度決算から適用）。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業の資金不足比率は、総合水沢病院事業会計が12.2%となっていますが、平成19年度の95.2%から比べると大幅に減少しています。これは公立病院特例債（1,861,900千円）の借入や繰入基準見直しによる繰入金の増額（163,069千円）、看護師等の人員削減による人件費の削減（△18,824千円）等の効果によるものです。その他の公営企業については資金不足額が生じていません。

※6 資金不足額は、地方公営企業法適用企業（以下「法適用企業」と言う）の場合「流動負債の額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成20年度末現在高－流動資産－解消可能資金不足額（事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額）」で求めます。地方公営企業法非適用企業（以下「法非適用企業」と言う）の場合は「歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成20年度末現在高－歳入額－繰越明許費等に係る翌年度に繰り越す財源－解消可能資金不足額」で求めます。

※7 事業の規模は、法適用企業の場合、「営業収益の額－受託工事収益の額」を言い、法非用企業の場合は、「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」で求めます。

## 【制度の概要】

平成19年6月15日に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されました。この法律に基づき健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）と資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告するとともに、市民の皆さんに公表するものです。

なお、比率の公表は平成19年度決算から行っており、法の全面施行により、平成20年度決算から健全化判断比率のいずれか1指標でも基準を上回った場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定することが義務付けられました。